

○福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例

平成十二年三月二十九日
福岡県条例第二十一号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)関係の手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の不還付)

第三条 既に納付された手数料は、還付しない。

(補則)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第八号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一一号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

(平一三条例八・平一五条例五七・平二三条例一一・平三〇条例二一・一部改正)

項	事務	名称	金額	徴収時期
一	法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 一三〇、〇〇〇円 その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 一一〇、〇〇〇円	申請のとき
二	法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 一二〇、〇〇〇円 その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 一〇〇、〇〇〇円	申請のとき
三	法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定申請手数料	三三、〇〇〇円	申請のとき
四	法第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定更新申請手数料	二〇、〇〇〇円	申請のとき
五	法第九条の五第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき
六	法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の設置法人合併又は分割認可申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき
七	法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	一四七、〇〇〇円	申請のとき
八	法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	一三四、〇〇〇円	申請のとき
九	法第十四条第一項の規定による	産業廃棄物収集	八一、〇〇〇円	申請のとき

	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	運搬業許可申請手数料		き
一〇	法第十四条第二項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七三、〇〇〇円	申請のとき
一一	法第十四条第六項の規定による産業廃棄物の処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	一〇〇、〇〇〇円	申請のとき
一二	法第十四条第七項の規定による産業廃棄物の処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九四、〇〇〇円	申請のとき
一三	法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	七一、〇〇〇円	申請のとき
一四	法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	九二、〇〇〇円	申請のとき
一五	法第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八一、〇〇〇円	申請のとき
一六	法第十四条の四第二項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七四、〇〇〇円	申請のとき
一七	法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	一〇〇、〇〇〇円	申請のとき
一八	法第十四条の四第七項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九五、〇〇〇円	申請のとき
一九	法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	七二、〇〇〇円	申請のとき
二〇	法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	九五、〇〇〇円	申請のとき
二一	法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第十五条第四項に規定にする産業廃棄物処理施設に係るもの 一四〇、〇〇〇円 その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 一二〇、〇〇〇円	申請のとき
二二	法第十五条の二第六項の規定による産業廃棄物の処理施設の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第十五条第四項に規定にする産業廃棄物処理施設に係るもの 一三〇、〇〇〇円 その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 一一〇、〇〇〇円	申請のとき
二三	法第十五条の三第三項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定申請手数料	三三、〇〇〇円	申請のとき
二四	法第十五条の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の更新申請手数料	二〇、〇〇〇円	申請のとき
二五	法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による産業廃棄物の処理の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	七〇、〇〇〇円	申請のとき
二六	法第十五条の四において準用す	産業廃棄物処理	七〇、〇〇〇円	申請のとき

	る法第九條の六第一項の規定に よる産業廃棄物の処理施設の 法人の合併又は審査 申請に對する	施設の設置法人 合併又は分割 申請手数料		き
二七	法第二條の二第一項の規定に よる産業廃棄物の再生事業 申請に對する審査	廃棄物再生事業 者登録申請手 料	四〇、〇〇〇円	申請のと き